

## 苫小牧統合型リゾート推進協議会 規約

### (名 称)

第1条 本会は、苫小牧統合型リゾート推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、北海道の経済活性化や観光振興並びに苫小牧地域の振興発展に資するため、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の制定を見据え、苫小牧地域における統合型リゾート（以下「IR」という）の実現を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) IR実現のための調査・研究に関すること。
- (2) 苫小牧地域におけるIR構想の策定に関すること
- (3) IR実現のための要望・陳情・PR活動に関すること。
- (4) IRに対する啓蒙・普及活動に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事業。

### (会 員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同し、事業に協力するものをもって組織する。

### (役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員長 1名
- (4) 副運営委員長 1名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 1名

### (役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員は、第11条に定める運営委員会の業務を行う。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 会長は、総会において選任する。

- 2 副会長、運営委員長、副運営委員長、運営委員、監事は、会長が指名し、総会の承認を得て選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問、相談役)

第9条 協議会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が指名し、総会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の要請に応じ、または会議に出席し意見を述べるができる。

(総会)

第10条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集し議長となる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、運営委員長、副運営委員長、運営委員をもって組織し、必要の都度、運営委員長がこれを招集する。

- 2 運営委員会は、事業の企画・立案等、事業遂行に必要な事項を審議し、その運営にあたる。

(経費)

第12条 協議会の運営は、会費、協賛金、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は1口10,000円とし、最低2口以上負担するものとする。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、苫小牧商工会議所に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年8月19日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、平成28年8月19日から平成29年3月31日までとする。